

「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の情報」の公表
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の三)

1	事業所名称	昭和電工マテリアルズ株式会社 五井事業所(鹿島)
2	対象設備名称	NO.2廃水焼却炉
3	維持管理に関する処理計画	
1)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の六関係	
	維持管理基準	申請施設の構造・措置
一	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	産業廃棄物は受け入れる前に、サンプル等で、当該処理施設の処理能力に見合った適正なものであることを確認します。受け入れる際には、有機物の組成分析を実施しています。
二	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	固形物の投入はありません。液状物については、流量計を用いて処理能力を超えないよう管理しています。
三	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	産業廃棄物が施設から流出する等の異常事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止します。また、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講じます。
四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	施設の正常な機能を維持するため、定期点検(1回/年)、保守点検及び日常点検を実施しています。
五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	産業廃棄物は全てタンクに納めることで、飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止しています。
六	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	施設並びに構内の清掃を実施し、清潔を保持しています。
七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	焼却施設の定期点検、及び敷地境界における定期の騒音測定により確認し、異常時は必要な措置を講じます。
八	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	施設から排水を放流することはありません。
九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保存しています。
2)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五第一項二号関係	
	維持管理基準	申請施設の構造・措置
イ	ピット・クレーン方式によつて燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	液状物を焼却しているので当項目は該当しません。
ロ	燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあつては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。	液状物はタンクからポンプを使用して炉へ供給することで外気と遮断した状態で連続定量供給しています。
二	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。	焼却灰の発生はありませんので当項目は該当しません。
ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナーを作動させ、炉温を速やかに上昇させます。

へ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	助燃バーナーを作動させ、炉温を高温に保ち、燃焼し尽くします。
ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	温度計を設置し、燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録しています。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。	燃焼ガスは、排ガス冷却装置により温度を200℃以下まで下げ、集塵装置に入ります。
リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	温度計を設置し、集塵装置に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録しています。
ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	排ガス冷却器及び集じん機に堆積したばいじんは定期清掃により除去し、排ガス冷却効果及び排ガス処理能力を維持しております。
ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあつては、この限りでない。	空気ブローにて燃焼炉の空気量を調整し、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるよう焼却しています。
ヲ	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	一酸化炭素濃度計を設置し、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、かつ記録しています。
ワ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の排出濃度は法規制値の10ng-TEQ/m ³ N以下とします。
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回測定し、かつ、記録しています。
コ	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	排ガス処理装置を設置し、生活環境保全上の支障が生じないように監視しています。
タ	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	該当する施設はありません。
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあつては、この限りでない。	焼却灰は発生が無いため、当項目は該当しません。
ソ	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	ばいじんは産業廃棄物として処理を委託しているため、当項目は該当しません。
ツ	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ばいじんは産業廃棄物として処理を委託しているため、当項目は該当しません。
ネ	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	ばいじんは産業廃棄物として処理を委託しているため、当項目は該当しません。

	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火気の取り扱いなどに関しては厳しく制限しています。当設備も炉内を除き、火気使用は禁止しています。消防法に基づき消火器を設置しております。
3)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七第五項関係	
	維持管理基準	申請施設の構造・措置
一号	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度(令第七条第十二号に掲げる施設にあつては、千百度)以上に保ちます。	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保ちます。
三号	令第七条第五号に掲げる施設及び同条第十二号に掲げる施設(廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設に限る。)にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	防液提を設置しており、廃酸・廃油が地下に浸透しない措置を講じています。防液提は定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講じます。

以上